

平成23年9月1日  
国土交通省  
佐伯河川国道事務所

## 大規模災害時の応援に関する協定の締結について

～安全安心のまちづくりの一層の推進を図るため～

国土交通省九州地方整備局長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設<sup>※</sup>（直轄施設を除く）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、被害の拡大や二次災害の防止を目的とし、大分県内の市町村としては17番目の取り組みとして、臼杵市長と大規模災害時の応援に関する協定を締結します。

本協定では大規模災害時における応援の内容、被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣、応援の実施、応援要請の手続き、応援要請の手続きができない場合の応援、経費の負担、平常時の連絡、その他について規定しています。

これにより、災害時の支援を整備局へ要請する場合の相手先や、様式、具体的な内容等について明文化されるため、迅速な応援要請や緊急時対応が可能となる効果が期待されます。

また、支援の主旨や方法、役割の分担（費用負担）等について、平常時より共通認識を持つことにより、相互の連携・支援がより円滑に進むことも期待されます。

臼杵市では、かつて土砂災害や突風による家屋損壊などの自然災害を経験していますが、今後も東南海地震の発生が危惧される中、梅雨前線豪雨や台風に加え、局地的豪雨も懸念されます。3月11日発生の大東日本震災を受けて、市民の間でも防災に対する関心が高まっていますし、市でも大震災を教訓に防災計画の見直しを進めていますので、この機に協定の締結は、万が一に発生した災害時において非常に心強く、防災体制の強化が図られ、安全・安心のまちづくりの一層の推進が図られるとのことです。

※国土交通省所管の市の道路、河川、砂防、及び港湾施設などが適用対象となる。（指定行政機関の長等の応急措置）

1. 日 時 平成23年9月5日（月）13時00分～13時30分
2. 場 所 臼杵市大字臼杵72番1 臼杵市役所 2階 議員サロン
3. 取 材 公開
4. 内 容 調印式及び記者会見  
調印者 臼杵市長、九州地方整備局長（代理：佐伯河川国道事務所長）

### 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所  
副所長 岩元 修治（内線 204）  
調査第一課長 小野 富生（内線 351）  
電話 (0972) 22-1880

## 参 考

### 災害対策基本法抜粋

第七十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

指定地方行政機関一覧（平成19年10月1日内閣府告示第634号）

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、**地方整備局**、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

### 大分県内での協定締結状況

締結日	市町村名	備 考
H23.1.13	竹田市	
H23.3.28	津久見市	
H23.6.6	中津市	
H23.6.16	佐伯市	
H23.6.24	由布市	
H23.6.27	宇佐市	
H23.7.4	国東市	
H23.7.13	杵築市	
H23.7.19	大分市	
H23.7.20	豊後高田市	
H23.7.22	別府市	
H23.8.8	姫島村 日出町 九重町 玖珠町 豊後大野市	
H23.9.5	臼杵市	(調印式 13:00 ~)